

改正建築基準法令集サンプルでは、しおりの赤字のみ表示できます。

## 大阪府建築士会 研修 / 法規委員会企画

# 建築基準法令集2002

サンプルページの表示

SMPL-001-011210

基準法

施行令

規則

告示

建築士法

関係法令

役所案内



公開用

### 法令一覧表

建築基準法		建築士法		関係法令	
大阪府	大阪市	京都府	神戸市	兵庫県	

「Acrobat Reader」の使い方



建築基準法法令一覽

平成14年4月16日現在

建築基準法			施行令				施行規則・指定機関省令・関係告示	
章(節)	条	内容	章	節	条	内容	条	内容
第1章 総則	1	目的						
	2	用語の定義	4 耐火構造、 準耐火構造、 防火構造、 防火区		107	耐火性能に関する技術的基準		H12.1399 耐火構造の構造方法を定める件 H12.1432 可燃物燃焼温度を定める件
					107の2	準耐火性能に関する技術的基準		H12.1358 準耐火構造の構造方法を定める件
					108	防火性能に関する技術的基準		H12.1359 防火構造の構造方法を定める件
					108の2	不燃性能及びその技術的基準		H12.1400 不燃材料を定める件
					108の3	耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準		H12.1433 耐火性能検証法に関する算出方法等を定める件
					109	防火戸その他の防火設備		H12.1360 防火設備の構造方法を定める件
					109の2	遮炎性能に関する技術的基準		
					109の2の2	主要構造部を準耐火構造とした建築物の層間変位角		
					109の3	主要構造部を準耐火構造とした建築物と同等の耐火性能を有する建築物の技術的基準		H12.1367 準耐火建築物と同等の性能を有する建築物等の屋根の構造方法を定める件 H 12.1368 床又はその直下の天井の構造方法を定める件
第1章 総則	3	適用の除外	既存の建築物に対する制限の緩和等		1	用語の定義		H12.1401 準不燃材料を定める件 H12.1402 難燃材料を定める件
					137	基準時		
					137の2	防火壁関係		
					137の3	耐火建築物等としなければならない特殊建築物関係		
					137の3の2	長屋又は共同住宅の各戸の界壁関係		
					137の3の3	非常用の昇降機関係		
					137の4	用途地域等関係		
					137の5	延べ面積の敷地面積に対する割合関係		
					137の6	高度利用地区関係		
					137の7	防火地域関係		
137の8	準防火地域関係							
137の9	大規模の修繕又は大規模の様替							
4	建築主事							

建築工事現場における落下物による危害を防止するための措置の基準

建築基準法施行令第 136 条の 5 第 2 項の規定に基づき、建築工事現場における落下物による危害を防止するための措置の基準を次のように定める。

第 1 工事現場の周囲その他危害防止上必要な部分は、落下物による危害を防止するため鉄網若しくは帆布でおおうか又はこれらと同等以上の効力を有する防護方法を講じなければならない。

第 2 第 1 に規定する鉄網は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 鉄網は、落下物に対し十分な強度を有すること。
- 二 鉄網を支持する骨組は、構造耐力上安全なものとし、鉄網は、骨組に緊結すること。
- 三 鉄網は間隙のできないように重ね合わせること。

第 3 第 1 に規定する帆布は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 帆布は、難燃処理したものであり、かつ、落下物に対して十分な強度を有すること。
- 二 帆布を支持する骨組は、構造耐力上安全なものとし、帆布は骨組に緊結すること。

# 第1章 総則

Acrobat では下記のようにマーカー・下線・取消線が使用でき、保存もできます。

## (目的)

第1条 この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。



## (用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

【令】第107条・第107条の2・第108条・第108条の2・第108条の3・第109条  
第109条の2・第109条の2の2・第109条の3

### 1 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備を含むものとする。

### 2 特殊建築物

学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。)、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

### 3 建築設備

建築物に設ける電気、ガス給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

### 4 居室

居住、勤務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

### 5 主要構造部

壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、掲げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。

☆重要 ○○参照

### 6 延焼のおそれのある部分

隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物(延べ面積の合計が500㎡以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から、1階にあつては3m以下、2階以上にあつては5m以下の距離にある建築物の部分~~をいう。~~ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。

### 7 耐火構造

壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能(通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。)に関し